

人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

使用人兼務役員の労働・社会保険の扱い

＜加入手続きや保険料申告等の留意点＞

発行元：社会保険労務士 山口事務所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-7-5
ヒロビル2F
TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763
E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp
Homepage：http://www.ys-office.co.jp
Facebook：http://www.facebook.com/ysoffice

取締役でありながら部長や工場長等の従業員としての身分をもつ「使用人兼務役員」については、労働保険や社会保険の取扱いに関し、通常の役員や従業員と異なる対応が求められることがあります。今回は、加入手続きや保険料申告等、労働・社会保険の実務を行ううえで注意すべきポイントについて解説します。

1. 社会保険(健康保険・厚生年金)

Q. 手続きや保険料の扱いで注意すべき点はあるか？

A. 社会保険は「適用事業所に使用される者」が加入対象になるとされており、役員も適用事業所(会社)に使用されるものとして被保険者になります。したがって、非常勤でない限り、使用人兼務役員も通常の役員や従業員と同様に加入手続きを行います。また、兼務役員に関する特別な届出はなく、事務手続きや保険料の扱いについて他の従業員と異なることはありません。

2. 労災保険

Q. 使用人兼務役員は労災保険の対象になるか？

A. 労災保険は「労働者」の業務上または通勤による傷病等に対する保険給付を行うことを目的にしているため、代表権・業務執行権のある役員は特別加入制度を利用しない限り、労災保険の対象にはなりません。

しかし、使用人兼務役員については、部長職の業務を行うなど、会社の指揮命令下で従業員として勤務している分について労災保険の適用を受けることができます。

Q. 手続きや保険料の扱いで注意すべき点はあるか？

A. 兼務役員の就任、退任等に伴う手続きは特にありませんが、年度更新時の労働保険料の計算には注意が必要です。労働保険料の算定基礎となる賃金は、従業員分として支払った給与分のみとなり、役員報酬分は対象とはなりません。誤って役員報酬を加えた給与総額をカウントして、余分に保険料を支払っている事例もたまにみられますのでご注意ください。なお、労災保険の休業補償給付等の単価も従業員分の給与に基づいて算出されます。

3. 雇用保険

Q. 使用人兼務役員は雇用保険の対象になるか？

A. 雇用保険も労災保険と同様に役員は加入対象とはなりません。しかし、使用人兼務役員のように、実態は労働者の性格が強く、雇用関係があるとハローワークで認められた人についてのみ被保険者となることができます。

なお、代表取締役や会社法上従業員との兼職禁止規定がある監査役については原則被保険者とはなりません。

Q. その労働者の性格については、どのような基準で判断されるのか？

A. 主に次の2つの点がポイントになります。

①従業員の給与が役員報酬を上回っているか。

従業員給与の方が多いと、それだけ労働者としての役割や業務負担が大きいと考えられます。

②他の従業員と同じ雇用管理がされているか。

出勤簿の扱いや賃金の支払い、就業規則の適用等、雇用管理面で一般の労働者と同様に扱われている場合には労働者の性格が強いと判断されます。

Q. 具体的にどのような手続きが必要となるのか？

A. 使用人兼務役員になった時点で、ハローワークに「兼務役員雇用実態証明書」を忘れずに提出してください。これを提出していないと、将来退職時の失業手当を受け取れなくなることがあります。また、その手続きの際には次の確認資料の提出も必要となります。

【必要書類】

登記簿謄本、定款、役員就任に関する議事録、就業規則・賃金規程、役員報酬規程、出勤簿・賃金台帳(いずれも就任前後3ヶ月程度)、労働者名簿、人事組織図、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等

なお、管轄のハローワークにより確認資料の内容が多少異なる場合がありますので事前に確認してください。

Q. その他、実務で気をつけるべきことはあるか？

A. 使用人兼務役員の給与から雇用保険料を控除する際は、役員報酬分を除いて保険料率をかけることに注意してください。また、本人が退職した際に雇用保険資格喪失手続きを行います。離職票を作成する際、役員報酬分が入っていないことを念のためチェックしましょう。なお、使用人兼務役員ではなく、専任の取締役になった場合には雇用保険の資格喪失手続きを忘れずに行うようにします。

● コラム ●

先日、ゴルフに行った際、生まれて初めて一緒にプレーした人のホールインワンを目撃しました。私も一度はやってみたいと思うのですが、その後の記念品やパーティー等の出費を目の当たりにすると複雑な気持ちになります。とりあえずホールインワン保険に入ろうかと思いました。なお、1月にそのホールインワンを記念してまた同じ組でコンペを行うのですが、そのプレー代は保険金でまかなわれます。おかしな慣習です。(山口)